

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条による改正（墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号））

改 正 案					現 行				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 82	〔略〕				1 ～ 82	〔略〕			
	〔削除〕				83	東京都ふぐの取扱い 規制条例（昭和61 年東京都条例第51 号）第17条第2項 又は第4項の規定に 基づくふぐ加工製品 の取扱いに係る届出 済票の交付又は再交 付（卸売市場内の営 業に係るものを除 く。）	ふぐ加工製品取 扱届出済票交付手 数料 ふぐ加工製品取 扱届出済票再交付 手数料	1件につき 3,000円 1件につき 2,400円	届出のと き。 再交付申 請のとき。
83 ・ 84	〔略〕				84 ・ 85	〔略〕			
3 〔略〕					3 〔略〕				

第2条による改正（墨田区手数料条例）

改 正 案					第1条による改正後				
別表					別表				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 保健衛生・環境関係					2 保健衛生・環境関係				

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ~ 38	〔略〕			
39	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録及び鑑札の交付（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。）	犬の登録手数料	1頭につき 3,000円	登録申請のとき。
40 ~ 42	〔略〕			
43	動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項の規定に基づく犬の鑑札の交付	犬の鑑札の交付手数料	1件につき 1,600円	交付のとき。
44 ~ 85	〔略〕			
3	〔略〕			

番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ~ 38	〔略〕			
39	狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項の規定に基づく犬の登録	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
40 ~ 42	〔略〕			
43	〔新設〕			
44 ~ 84	〔略〕			
3	〔略〕			

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。